

# 遺伝子組換え実験・ゲノム編集を行う研究の 変更申請

＜変更内容により申請受付時期が異なります＞

## 【注 意 事 項】

- ①課題名、実験責任者、目的等の変更など実験計画の大幅な変更と考えられる場合は、これまでの実験計画を終了後、改めて新規計画として申請が必要です。
- ②遺伝子組換え動植物の譲渡、譲受が予定されている場合は、別途手続きが必要です。
- ③研究者は、研究開始前に「組換えDNA実験に関する教育訓練」の受講が必要です。
- ④研究者は、「本学における定期健康診断」の受診が必須です。なお、委員会が申請書類を精査し「特別健康診断(DNA作業健康)」の受診が必要であると判断した場合は事務局よりご連絡します。

## 変更申請書類の作成

### 〈変更内容〉

- 供与体・ベクター等の組み合わせの変更
- 実験実験場所の変更

年2回  
受付※

※委員会より申請依頼の通知があります。

### 〈変更内容〉

- 研究者の変更
- 実験実施期間の変更
- 譲渡等・受入れの変更
- 関連申請の変更

随時受付

## 変更申請書類の提出

(ホームページの申請受付フォームより、申請書類をアップロード)

事務局による事前確認(記載内容により、修正の指示があります)

事前審査担当委員1名による  
予備審査

(修正指示がある場合)  
修正の上、事前審査担当委員へ再提出

委員会開催による審査  
(前期・後期の年2回審査)

メール会議等による委員会審査  
(随時審査)

## 審査結果

承認

不承認

(修正指示がある場合)  
修正の上、再提出

研究計画の見直しが必要

委員会による確認

学長による実施許可  
「第二種使用等拡散防止措置確認申請の承認について(通知)」の発行

研究開始